

—市町村別支援情報一覧(西部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
黒潮町	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・中学校卒業まで:入院・通院とも自己負担なし ●問い合わせ先: 《健康福祉課 保健衛生係》TEL: 0880-43-2836
	子育て支援	多子世帯保育料助成事業	○児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育している多子世帯の第3子以降3歳未満の児童の幼稚園又は届出認可外保育施設の保育料を助成することで、子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境づくりを推進することを目的とします。 ●問い合わせ先: 《健康福祉課 福祉係》TEL: 0880-43-2116
		出産祝金支給	○出産祝金: 1人につき2万円 ●問い合わせ先: 《健康福祉課 福祉係》TEL: 0880-43-2116
		黒潮町宮川奨学資金	高校、高等専門学校、大学などへ進学される方、または在学中の方で、応募資格をすべて満たす方に無利子で奨学資金を貸与。
	農業	新規就農研修支援事業	○対象者: ・町内に住所を有する者、若しくは研修期間中に黒潮町に住居登録をして、町内に居住し、自立農家として定住しようとする者 ・農業を開始していないこと ・他市町村で同様の研修を受けていないこと ・研修期間中に他に就業しないこと ・4月1日現在15歳以上55歳未満であること ・研修終了までに認定就農者になること ○研修期間: 1年以上2年以内 ○対象経費: 農業研修に要する経費及び研修期間中の生活費等 ○研修助成金: 月額上限15万円 ●お問い合わせ先: 《農業振興課 農業振興係》TEL: 0880-43-1888
漁業	新規漁業就業者支援事業	新たに漁業に就業していただく方々に対する、技術習得や漁船の取得のための支援	
住宅	定住促進住宅用地分譲事業	○定住分譲地: 有 <王迎団地> ○最寄駅: 土佐くろしお鉄道「海の王迎駅」 ○買い物、医療機関、教育関係施設もすべて車で15分以内の距離 ●問い合わせ先: 《総務課 総務係》TEL: 0880-43-2111	
	移住者支援住宅	町内で実際に生活をしながら住宅を探したいという方や、ゆっくり住宅を探したいという方のための住宅。(利用期間: 最長1年) ●問い合わせ先: 《総務課 企画振興係》TEL: 0880-43-2177	
	空き家情報	○空き家情報/有り	
四万十市	四万十市	新規就農研修支援事業	○対象者: ・市内に住所を有し、4月1日現在において15歳以上50歳未満の方 ・新規就農希望者で農業を開始していないこと ・研修が終了するまでに市内において、就農計画の認定を受け認定新規就農者になること ・研修期間中、他に就業しないこと ○募集人員: 若干名 ○研修期間: 原則1年以上2年以内 ○研修内容: 研修受入農家等が実施する新規就農研修への支援に対し、予算の範囲内で補助金を交付します ○研修手当: 15万円以内/月 ●お問い合わせ先: 《農林課 農業振興係》TEL: 0880-34-1117 Fax: 0880-34-0478

農業	新規就農研修制度 (四万十農園めぐりっこ)	○対象者: ・市内に住所を有し、4月1日現在において15歳以上45歳未満の方 ・新規就農希望者で農業を開始していないこと ・研修が終了するまでに市内において、就農計画の認定を受け認定新規就農者になること ・研修期間中、他に就業しないこと ○募集人員:若干名 ○研修期間:原則1年以上2年以内 ○研修内容:・養液栽培及び土耕栽培の研修ハウスで、ナス、ピーマン、きゅうりの栽培技術と経営技術の習得を目指します ○研修手当:15万円以内/月 ●お問い合わせ先: 《農林課農業振興係》 TEL: 0880-34-1117 Fax: 0880-34-0478
農業	四万十市西土佐農業公社 の研修事業	○対象者: ・18歳以上 45歳以下で心身共に健康な方 ・市内に住所を有するか、住所を市内に移し将来とも市内に在住する方 ・農業公社の目的に添い農業振興に積極的に取り組む意欲のある方 ・研修終了後市内で就農する意欲のある方 ○研修期間: 2年間 ○研修内容:露地米ナスを中心にシントウ、茎ブロッコリーなど露地野菜を中心に研修を実施します ○研修手当等:15万円以内/月 ・休日は土・日曜、祝祭日(交代で日直当番有り) ・冠婚葬祭等には特別休暇有り ●お問い合わせ先:《四万十市西土佐総合支所産業建設課》 TEL:0880-52-1111 Fax:0880-52-2124
起業	NPO「四万十市への移住 を支援する会」	NPOが起業相談を受け付けています。 ※予め移住相談の登録を行う必要があります。 ●お問い合わせ先:《サイバラ建設株式会社》 TEL:0880-35-5188
起業	チャレンジショップ	天神橋商店街の空き店舗で6ヶ月～1年間、お店を開業して経営のノウハウ等 を取得してもらうための出店者を募集しています。 ○対象者 ・チャレンジショップ卒業後、独立して天神橋商店街に新規開業する意欲のある 方 ・新規開業となる人、または現在の業種・業態の転換を図ろうと考えている方 ・原則として小売業を行う方 ・出店前及び出店中の講習会や運営会議などに参加できる方 ○営業時間:10時～19時(定休日・水曜日) ○費用負担 ・店舗使用料 月額6千円～8千円(管理費・水道光熱費・共益費を含む) ・組合費 月額2千円 ●お問い合わせ先: 《天神橋商店街振興組合ちゃれんじshop TJB事務局》TEL/fax:0880-35-2019
子育て支 援	子育て支援センター 「ぼっぼ」	保育所入所前の子育てをしている親子の育児相談や親子ふれあい活動、イベ ント等を実施しています ●お問い合わせ先: 《四万十市地域子育て支援センターぼっぼ》 TEL0880-35-3748
子育て支 援	保育料無料制度	同一世帯で満18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯において、3人目以降の 3歳未満の子どもにかかる保育料を無料にしています。 ●お問い合わせ先: 《福祉事務所保育所係》TEL:0880-34-1780 fax:0880-34-1880
医療	乳幼児及び児童医療費助 成制度	0歳から小学6年生のお子さんの入院、通院にかかる医療費(保険診療対象分。 ただし食事療養費を除く。)の自己負担分を全額助成します。 ●お問い合わせ先: 《福祉事務所家庭福祉係》 TEL:0880-34-1801 Fax:0880-34-1880
住宅	四万十市産材利用促進事 業	市産材を使用し、一定要件を満たす木造住宅を新築する方に助成しています。 上限150万円まで。 ●お問い合わせ先: 《農林課林業振興係》 TEL:0880-34-1118 Fax:0880-34-0478

	住宅	空家情報提供及び改修補助金	<p>移住者用に賃貸する空家を用意しています。また一定の要件を満たす場合は移住支援住宅整備の補助金を受けることができます。上限50万円まで。</p> <p>●お問い合わせ先: 《企画広報課企画調整係》 TEL:0880-34-1129 Fax:0880-35-0007</p>
宿毛市	漁業	宿毛市漁業就業支援事業	<p>新規沿岸漁船漁業就業希望者に対して、自営の沿岸漁船漁業者として自立するために必要な漁業技術習得研修するための支援を行います。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として年齢50歳未満である者</li> <li>・原則として研修開始後2年以内に自営の沿岸漁船漁業者として自立することをめざす者。</li> <li>・受講決定後、研修地域において原則として3か月以内に漁業に従事できること。</li> </ul> <p>○研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上研修:水揚げ作業、漁具の製作等、その他漁業経営に必要な知識。</li> <li>・海上研修:漁法、漁労作業、鮮度保持、機器の操作等</li> </ul> <p>○技術研修生の生活費支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額15万円を上限とする。</li> </ul> <p>●お問い合わせ先: 《宿毛市役所》 TEL:0880-63-1118 Fax:0880-63-0174</p>
	医療	乳幼児医療費助成制度	<p>○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院:満15歳に達した最初の3月31日まで</li> <li>・通院:満15歳に達した最初の3月31日まで</li> </ul>
	住宅	西町地域振興住宅	<p>○間取り:3DK(6帖×2・4.5帖) 構造:RC造5階建(エレベーター無) 契約:2年更新 家賃:30,000円 共益費:2,000円 駐車場:1,000円(1世帯1台のみ) 敷金:家賃×3ヶ月分</p> <p>○入居資格:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市税の滞納がないこと</li> <li>2. 連帯保証人を2人立てられること</li> </ol> <p>●お問い合わせ先: 《宿毛市企画課》TEL:0880-63-1118 FAX:0880-63-0174</p>
	住宅	土地分譲	<p>&lt;宿毛駅東地区&gt;</p> <p>○宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業の「保留地」13区画を分譲しています。</p> <p>&lt;宿毛東団地&gt;</p> <p>○宿毛市土地開発公社では、宿毛東団地分譲宅地の購入希望者を要領により募集します。この分譲宅地は住宅建設の際、住宅金融支援機構の融資が受けられます。</p> <p>○詳細:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)区画数 20区画</li> <li>2)予定面積:1区画219㎡～397㎡譲渡予定額 1区画604万円～1,514万円</li> </ol> <p>●お問い合わせ先:《建設課都市計画係》TEL0880-63-1120</p>
		空き家情報	○空き家情報/有り
		住宅改修支援	<p>移住及び定住を希望する者が、移住するために行った個人所有の住宅改修について、その費用の一部を補助する</p> <p>●お問い合わせ先: 《企画課 政策企画係》 TEL:0880-63-1118</p>
土佐清水市	漁業	土佐清水市新規漁業就業支援事業	<p>○対象者:次の各要件のすべてに該当する者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 審査会において適当と認められた者。</li> <li>2) 原則として事業申込み時に65歳未満である者。</li> <li>3) 原則として研修開始後2年間以内に自営の沿岸漁船漁業者として自立を目指す者。</li> </ol> <p>○漁業就業支援金:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居関連費が必要な場合:月額15万円を上限とする。</li> <li>・住居関連費が不要な場合:月額10万円を上限とする。</li> </ul> <p>○研修内容:</p> <p>陸上研修は主に、水揚げ作業、漁具の製作等、その他漁業筆記等の経営に必要な知識の習得。海上研修は主に、漁法、漁労作業、鮮度保持、機器操作等の習得。</p> <p>●お問い合わせ先 《産業振興課 水産商工係》 TEL:0880-82-1115 Fax:0880-82-1126</p>

漁業	土佐清水市漁業就業者 定住促進対策事業	○対象者: ・就業者と同居する扶養家族であること。 ・土佐清水市内に定住し、自営の沿岸漁船漁業に従事することより生計を営むことを希望する者で下記要件をすべて満たす者。 ①申請の日の属する年度の4月1日現在の年齢が65歳未満の者 ②永住を前提として市内に居住し、かつ市内の漁業振興に努める者 ③土佐清水市漁業就業支援事業に該当する者 ④申請の日の前年度までに市税の滞納がない者 ○支援金交付期間:2年間(特段の事情がある場合に限り、1年の延長が可) ○支援金: ・配偶者 月額3万円 ・子1人につき 月額1万円 ●お問い合わせ先 《産業振興課 水産商工係》TEL:0880-82-1115 Fax:0880-82-1126
農業	土佐清水市新規就労者 支援事業	○対象者: ・市内に住所を有し、4月1日時点で15歳以上65歳未満である者。 ・自立して就農する新規就農者で、就農前の実践研修を受ける者であること。 ・研修期間中、他に就業しないこと。 ○対象期間:6カ月以上2年以内 ○補助金額:月額15万円以内 ●お問い合わせ先 《産業振興課 農業係》 TEL:0880-82-1114 Fax:0880-82-1126
起業	土佐清水市商業振興支援 事業費補助金空き店舗対 策事業	○出店者が商店街等の空き店舗を活用して行う小売業、飲食業又はサービス業 【店舗改装費】 高知県こうち商業振興支援事業費補助金の上乗せ補助 ア、内外装整備は必要最小限度のもの ・店舗構造の変更、華やかな装飾等は対象外 (建築確認が必要となる大規模修繕費、建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は対象外) イ、設備や備品は原則補助対象外 (ただし、改装に密着で不可欠なものは対象) ウ、空調設備、音響設備及び厨房機器、厨房内設備は対象外 ●補助率:補助対象経費の1/4以内 ※消費税は対象外 ●補助限度額:上限額50万円 下限額5万円
医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています。 ・入院:満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院:満15歳に達した最初の3月31日まで
子育て支援	奨学資金貸与制度	無利子で奨学資金を貸与 高等学校等 月額13,000円以内 短大・専門学校等 月額30,000円以内 大学・大学院等 月額40,000円以内 ●お問い合わせ先 《学校教育課》TEL:0880-82-1116
福祉	介護支援	高齢者に対する支援事業として、介護サービスの利用支援を実施
住宅	定住促進住宅用地 分譲事業	○宅地補助:有り ○定住分譲地:有り ※移住者が移住後1年以内に家屋を修繕する場合、住宅修繕補助制度あり
	空き家情報	○空き家情報/有り
	お試し移住施設 『じんべえ館』	○対象者:移住を検討されている方(1ヶ月以内) ○利用料金: 使用日数 1~6日以内/1日1,000円(光熱水費含む) 7日以上/基本料2,700円 使用料1日350円 光熱水費1日200円 ●お問い合わせ先 《企画財政課》TEL:0880-82-1217
その他	その他の支援制度	■土佐清水の暮らし、UJターン生活の紹介 土佐清水市地域雇用創造協議会(TEL:0880-83-0232)
大月町	農業	青年就農給付金(経営開始型) 新規に農業を始める人に対して、5年後の自立に向けて補助を行う(農地や機械を揃える必要があり) ●問い合わせ先: 《産業振興課》TEL:0880-73-1115

		青年就農支援（農業研修事業）	町内農家の元で研修を行います。（採択要件があります） 《産業振興課》TEL:0880-73-1115
医療		児童医療費助成金	○児童の健康を守るため、医療費の助成を行っています。 ・中学生(15歳)以下は無料 ※ひとり親家庭の場合、18歳以下の子どもは医療費無料
子育て支援		出産祝金支給	○出産祝金:大月町に住所を有し、かつ、居住し、引き続き町内に居住する意志のある保護者に対して出産祝い金を支給します。 ・第1子から 5万円 ●お問い合わせ先: 《町民福祉課》TEL:0880-73-1113
		保育助成金	・同一保育所に3人以上通園している場合、3人目以降無料 ・18歳以下の子供が3人以上いる場合、3人目以降は3歳未満に限り保育料無料
		給食費助成金	大月小・中学校に3人以上在学している場合、3人目以降給食費半額
		通学バス助成金	大月小・中学校へ通うための通学バス無料 高校へ通うためのバス無料(町内区間のみ)
その他		バス利用助成金	70歳以上ならば、無料でバス利用可(町内区間のみ)
		告知端末の設置	移住者を対象に、災害等の緊急放送、町からのお知らせ、AMラジオが聞ける端末を住宅に設置できます。
住宅		空き家改修事業	県外移住者を対象に住宅改修等に関わる経費の一部を助成 (2/3以内、上限50万円)
		空き家情報	○空き家情報/有り
三原村	農業	新規就農研修支援事業	○対象者: ・年齢が概ね18歳以上60歳未満の心身健全な者 ・研修終了後、引き続き三原村に定住し、就農することを誓約できる者 ○研修期間:2年以内 ○研修場所:農業公社ハウス及び村内農家 ○研修内容:農作業受委託支援事業(水稻播種、耕起)、新規作物等栽培実証事業(ブロッコリー、ユズ、オクラ等)。 ○給与:月額15万円以内 ●お問い合わせ先: 《産業建設課農業振興係》TEL:0880-46-2111
子育て支援		出産祝金支給	○ゆりかご祝金: 村内に居住する夫婦で第3子以上出産後、引き続き5年以上村内に居住することを確約 ・第3子以上 3万円 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL:0880-46-2111
		子宝助成金	○子宝助成金: 村内に居住する夫婦で第3子以上出産後、引き続き5年以上村内に居住することを確約 ・第3子以上 1万円 /月 (満3才に達した翌月から小学校に入学する年の3月まで) ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL:0880-46-2111
		多子世帯保育料軽減	18歳以下の子どもが3人以上いる場合、3人目以降3才未満に限り保育料軽減 ●お問い合わせ先: 《住民課》TEL:0880-46-2111

住宅	定住促進用分譲宅地購入 助成（若者）	<p>&lt;星ヶ丘団地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期間：継続募集中</li> <li>・分譲地：高知県幡多郡三原村</li> <li>・分譲区画数：83区画</li> <li>・1区画面積：1区画 269.81m<sup>2</sup>(81.61坪)～487.82m<sup>2</sup>(147.56坪)</li> <li>・売買面積：1区画 3,473,000円～6,480,000円</li> <li>・特別取扱(定住促進)：        売買代金完済時点で、世帯主の年齢が満35歳未満の方は代金の10%、満35歳以上41歳未満の方は代金の5%を控除します。        三原村内に住所を置く建築業者に住宅を一括請負させた方は、売買代金の3%を還元します。</li> </ul> <p>●お問い合わせ先：        《三原村土地開発公社》 Tel:0880-46-2111</p>
医療	乳幼児医療費助成制度	<p>○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院：満15歳に達した最初の3月31日まで</li> <li>・通院：満15歳に達した最初の3月31日まで</li> </ul>